

久喜市本庁舎増築棟建設庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 久喜市役所の増築棟（以下「本庁舎増築棟」という。）の建設にあたり必要となる基本方針等について検討するため、久喜市本庁舎増築棟建設庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本庁舎増築棟に係る次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 建設場所に関すること。
- (2) 機能、規模その他の本庁舎増築棟の在り方に関すること。
- (3) 建設にあたり課題となる事項に関すること。
- (4) その他本庁舎増築棟の建設にあたり必要となる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、市長公室長、総合政策部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康スポーツ部長、こども未来部長、建設部長、まちづくり推進部長、上下水道部長、議会事務局長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会において決定される事項について、アセットマネジメント推進本部（久喜市アセットマネジメント推進本部規程（平成31年久喜市訓令第9号）第1条に規定する久喜市アセットマネジメント推進本部をいう。）において決定される事項との調整を図るものとする。

- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議に委員会以外の職員を出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会の設置等)

第6条 委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会に付議すべき事案を検討し、及び調整する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事会員をもって組織する。
- 4 幹事長は総務部副部長の職にある者を、副幹事長は総合政策部副部長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会員は、市長公室副室長、市民部副部長、環境経済部副部長、福祉部副部長、健康スポーツ部副部長、こども未来部副部長、建設部副部長、まちづくり推進部副部長、会計管理者、上下水道部副部長、議会事務局議会総務課長及び教育部副部長の職にある者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事長は、必要と認めるときは、幹事会の会議に幹事会以外の職員を出席させ、説明を求めることができる。

(ワーキンググループの設置等)

第8条 幹事会が委員会に付議すべき事案について検討するにあたり、必要となる調査及び研究を行わせるため、幹事会に事案ごとのワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの構成員は、幹事長が選任する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管財課本庁舎整備推進室において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。